

平成21年度 戦略的資源確保事業〔投資環境調査〕(44) カザフスタンの投資環境調査

JOGMEC ロンドン事務所 次長

萩原 崇弘

特集・連載

平成21年度戦略的資源確保事業〔投資環境調査〕

(44)

カザフスタンの投資環境調査

1. はじめに

カザフスタンは、広大な自然と、エネルギー資源、鉱物資源に恵まれた資源大国である。そのポテンシャルは、石油、天然ガス、ウランにとどまらず、クロム、亜鉛、マンガン、銅、鉄などの鉱物資源においても埋蔵量が世界全体の10～30%に及ぶものが数多くあり、世界各国から、そして世界のメジャー鉱物資源企業から注目されている。

一方、カザフスタンにおける資源開発は、1991年の共和国独立後、エネルギー分野を皮切りに外資導入が進展してきたが、徐々に外資への規制が厳しくなり、特に2005年前後から国が資源開発への関与を強めてきている。2007年後半から2008年前半にかけては、既存の鉱業ライセンス契約の見直しがなされたほか、ライセンス管理や税制面でも鉱物資源採掘税(MET)の導入が提案されるなど、制度的な強化が行われてきている。

こうした中、従来の地下資源利用関連の法制を包括的に見直し、ライセンス管理強化、税制面での強化などの一連の資源ナショナリズムの流れを踏襲した、「地下資源とその利用に関する新法案」が2008年7月に策定・公表され、その後10月にカザフスタン議会下院に提案された。同法案は、その後、公聴会、外資を含めたシンポジウム等における検討作業を経て、大統領の署名を待っている状況であったところ、今般、ナザルバエフ大統領は、2010年7月7日、同法案に署名し、同法は成立・施行された模様である。同時に同大統領は、鉱物資源分野を今後4年間で現在の2.5倍の産業規模に拡大するよう指示したとのことである。

カザフスタンの法制度は、ロシア語・カザフスタン語で公布されていることから、その正確な内容把握には多少の時間を有する。そのため、今回は、旧法の規定と新法の入手可能な最新条文(2008年8月末)等を基に、新しいカザフスタンの地下資源利用法及び関係法令の状況を紐解くこととしたい。

なお、具体的な内容としては、地下資源利用法、投資法、関係する税制などに焦点を絞って解説することとし、その他労働規制、環境規制、政府関係の情報などは、現在編集作業中のカザフスタン投資環境調査本体を参照していただくこととしたい。

本報告が、カザフスタンにおける日本企業の鉱物資源活動の一助となれば幸いである。

2. カザフスタンについて

カザフスタン共和国は、中央アジアに位置する内陸国で、国境をロシア、中国、キルギスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、カスピ海に囲まれており、国土面積は2,724,900km²と世界9位(日本の7倍、西ヨーロッパと同等の大きさ)である。国土の大部分が大草原地帯で、中央部から南部にかけては砂漠が、南部には山脈が広がる。気候は、大陸性気候で、夏季は気温30℃、冬季-45℃となる。

総人口は1,597万人(2009年)、人口密度5.9人/km²、主要都市は、首都Astana(1997年12月に首都移転:67.8万人)、Almaty(120万人)となっている。

民族は、カザフ人53.4%、ロシア人30%等となっており、宗教は、イスラム教徒、ロシア正教徒が大半を占める。公用語はカザフ語であるが、ロシア語もカザフ語と対等に使用されている。大半の公文書にはロシア語が使用されているが、政府はカザフ語の普及を図っている。

カザフスタン共和国は、1920年以降、旧ソビエト社会主義共和国連邦の自治共和国であったが、1990年10

月25日に共和国主権宣言、翌1991年12月16日に共和国独立宣言を行った。

国家元首は、共和国独立以降、自治共和国時代に共産党第一書記・大統領だったヌルスルタン・ナザルバエフ(Nursultan NAZARBAYEV)氏が引き続き大統領を務めている(2005年12月再選、任期7年)。政府のトップはカリム・マシモフ首相。

主要産業は、鉱業、農業、冶金・金属加工で、主要な経済指標は、GDP1,322億US\$、一人当たりGDP8,501US\$、実質GDP成長率3.2%、物価上昇率17.2%(以上、出典はIMF)、失業率は6.6%、通貨はテンゲ(KZT:2009年2月に通貨価値が25%下落。為替レート(2009年第4四半期)1KZTは148.7US\$)。

主な資源埋蔵量に関するデータは、石油埋蔵量は398億バレル(世界シェア3.2%)、天然ガス埋蔵量1.82兆m³(同1.0%)、ウラン(世界第2位)、クロム(世界第2位:クロム酸塩(世界の埋蔵量の30%))、亜鉛(世界第5位:同13%)、鉄(同10%)、銅(同10%)、鉛(同10%)、金、マンガン鉱(25%)などである。



Base 802516AI (C00217) 12-01

(出典：米国 CIA)

3. 鉱山開発に係る諸制度

(1) 地下資源利用法関係

現在のカザフスタンにおける地下資源関係の法体系は、1996年1月27日付の「地下資源及びその利用に関する法律」(旧法)が基本になっているが、近年では、地下資源の利用に関する契約について、法律面、税制面から、政府の関与を強める改正を度々行っている¹。法律の施行面でも、2007年後半以降、独立直後に締結されたエネルギー等資源開発契約について国側が不利な条件であるとして、既存ライセンスの見直し、ライセンス剥奪、裁判での紛争解決などが行われるなど、

ライセンス管理や税制面での国の関与が強まってきている。

こうした中、旧法の抜本的な見直し作業が行われ、2008年に「地下資源及びその利用に関する新法案」(2008年10月31日政府布告第993号)が提案された。本法案は、大統領の署名を経て、2010年7月7日に成立・施行されたところである。今回は、旧法の条文と新法の入手可能な最新条文(2008年8月末)を基に、新法における変更点に留意しながら、地下資源利用に係る法制度の全体像を説明することとしたい。

¹ 2004年12月：権益に対して国の先買権を認める条項や、カザフ人の雇用、国内産品・サービス等の導入に関する義務規定を追加
2005年10月：経済安全保障上問題がある場合は権益譲渡等に際し政府に介入権を認める条項を追加
2007年10月：戦略的に重要な鉱床を対象として、国の経済に悪影響を及ぼす場合は権益の剥奪が可能とする条項を追加

(a) 旧法

旧法は、10章、76条からなり、地下資源の利用に関する定義、入札手続、契約から地下資源利用者の義務・責任まで、多岐にわたっている。

【(1) 一般規定、(2) 地下資源の利用における行政機関の権限、(3) 地下資源の利用権】

旧法の目的は、カザフスタン共和国の利益と天然資源を確実に保護するため、地下資源の利用手続きを規定することとされている。具体的には、カザフスタン共和国の地下資源を保存・保護すること、地下資源利用者の利益を保護すること、すべての法の取扱いが均等に普及する条件を整えること、そして、地下資源利用の適法性を強化することを掲げている（第2条）。

同法における原則として以下の8つを挙げている（第3条）。

①地下資源の効率的、一貫的、安全な利用、②地下資源及び環境の保護、③国家の利益と地域の利益の調和、④鉱物資源基盤の回復、⑤地下資源利用事業の実績の公表、⑥地下資源の有償利用の原則、⑦地下資源利用事業への投資の魅力を高めるのに適した環境整備、⑧人類の生命・健康及び環境を守るため、地下資源の利用における生産及びライフサイクル過程における技術的基準に基づく安全性（技術規制法（2004年11月9日付）参照）。

そして、地下資源及びそれに含まれる鉱物は、国の所有権の下にあるとし、（生産された）鉱物原材料は、契約に基づき、所有権を有する地下資源利用者が所有するものとする（第5条）。

地下資源の利用権の目的としては、①政府による地下資源の地質学的調査、②探査（地質学的調査）、③探掘、③－1探査及び探掘の両方、④探査及び／又は探掘に関係ない地下施設の建造及び／又は維持に対して認められている（第10条）。

この利用権は、カザフスタン国籍の自然人及び法人だけでなく、外国国籍の自然人及び法人にも認められるが（第11条）、国家安全保障及び環境保護の利害を考慮し、特定の者の地下資源の利用が制限される場合がある（第11条の1）。

地下資源の利用権の付与は、入札結果に基づく契約により付与されるが、①国営企業と共同で探査及び／又は探掘事業を行う場合、②探鉱契約で商業埋蔵量が発見された場合に、地下資源利用権を取得する排他的権利を有する企業と共同で探掘事業を行う場合、③探鉱・探掘に関係のない地下施設の建設等の場合は入札は必要ない、とされている（第13条）。また、当該地下資源の利用権の他人への譲渡については、所管機関による許可が必要である（第14条）が、2年間は譲渡することができない。

なお、所管機関は、地下資源利用権の譲渡人が契約義務を履行できない場合、申請時に意図的に誤った情報を提出した場合、譲渡により権利の集中等により国

家安全保障上の要件を満たすことができない場合には、地下資源の利用権の譲渡を許可しないことができる（第16条）。

また、同法では、鉱物の加工は地下資源の利用事業ではなく、ライセンス供与に関する法律に従うものとされている（第20条）。

【(4) 地下資源の利用権を付与するための入札】

<基本的事項>

- ・入札は所轄機関が開催する（第41条の1、第2項）
- ・入札の対象：①探査、②探掘、③探査及び探掘の両方、④国営企業の部分的参加が条件となっている場合（第41条の1、第1項）
- ・参加者による追加の確約（カザフスタンの人員の起用、地元業者からの調達、先端技術の開発及びインフラの整備）（第41条の1、第3項）
- ・形式：公開入札又は非公開入札（第41条の2、第1項）
- ・落札者の決定は、入札委員会が行う（第41条の7、第2項）。入札結果は文書に記録されるとともに（第6項）、公示される（第7項）
- ・入札への参加の権利（第41条の6）及び入札の結果（第41条の7）について異議があれば、裁判所に訴えることができる。
- ・入札に関する期日については、以下の①入札の通知から⑥入札の結果の検討までの期間は、少なくとも3か月は必要となる（第41条の2、第4項）。そして、⑥入札の結果の検討には、最大2か月（第41条の7、第4項）が必要で、入札委員会はこの期間を延長可能である。

<入札の具体的手続き>

- ①入札の通知（第41条の2、第2項）
 - ・入札の通知には、以下の情報がなければならない。
 - 入札の日時と場所、申請期限、入札の主な条件、地下資源の場所、サイン・ボーナスの最低額、地質学的情報に対する費用、参加費用（返還なし）、地元優遇の最低基準。
 - ・これらは、メディアに公表しなければならない。
- ②入札参加の申請（第41条の3）
 - ・入札参加の申請は、入札の通知後1か月以内に申請しなければならない。
 - ・入札参加の申請の際には、以下の情報がなければならない。
 - ・氏名、居住地、国籍、経営者及び所有者とその出資割合、地下資源の名称、参加費用の支払いに関する通知
- ③所轄機関が、1か月以内に申請の受領を通知する（第41条の4、第1項）。
なお、入札に定める期間、入札参加の拒絶事由は以

下のとおり（第41条の6）。

- ・申請（第41条の3）及び提案（第41条の5）に定める要件を満たしていない場合
- ・情報が誤っている場合
- ・探査及び（又は）採掘に必要な能力の証拠となるものがない場合
- ・申請者に権利が集中することで国家安全保障上の問題が考えられる場合

④所轄機関が、対価と引換えに申請者へ地質学的情報を通知する（第41条の4、第2項）。

⑤入札に関する提案（第41条の5）

- ・申請者は、入札で定めた期間内に入札に関する提案を行う。
- ・申請者は、申請の締切日から入札の結果の検討が完了するまで、申請を取り消すことができない。
- ・探査に関する提案には、次の事項が含まれていなければならない。
 - これまでの活動の記録に関する情報
 - 財務能力、技術力及び経営者の能力
 - 作業プログラム、費用の見積り、タイムスケジュールなど、探査の確約及びその意志を示すもの
 - 土壌を再び利用できるようにする措置など、生態環境及び安全性に関する要件を満たす確約及びその意志を示すもの
 - 自ら及び（又は）融資による費用の拠出並びに予算に対する当初の支払い額に関する確約及びその意志を示すもの
 - 地元経済の発展、インフラの整備、地元の人員の雇用及び訓練、地元優遇制による調達、先端技術の利用及び開発などといった事柄への参加の確約及びその意志を示すもの
- ・また、採掘に関する提案には、次の事項が含まれていなければならない。
 - 採掘する量などを示した採掘計画
 - 採掘の開始から技術的及び経済的に可能なレベルの採掘が完了するまでの期間の予測
 - 費用と収益の見積り
 - 予算に対する当初及びそれ以降の支払いの意志を示すもの
 - 契約の領域における工業及び社会的インフラに対する投資額

⑥入札の結果の検討（第41条の7）

- ・落札者の決定基準：①探査開始までの期間及び熱意、②採掘開始から、根拠のある妥当な経済的及び技術的レベルで、かつ最大の鉱物回収率を達成するまでの期間、③サイン・ボーナスの金額、④投資金額、プロジェクトに対する資金拠出のタイムスケジュール及び条件、⑤地域社会の発展に対する参加、⑥地

元の人員の雇用に関する確約（％単位）及び人員の訓練に対する資金拠出の提案内容、⑦調達における地元優遇の確約（％単位）、⑧先端技術の開発及び使用、新型の加工用製品の開発及び使用、並びにインフラ及びその他の建設及び共同使用についての提案内容。

- ・ただし、申請（提案）が1件のみであった場合には、入札は無効となる。その場合、所轄機関は、入札の再実施を公示できる（第41条の7第5項）。
- ・なお、提案内容が同じ場合には、入札委員会により、落札者候補名簿が作成される。その場合、落札者候補名簿に載った申請者は、入札委員会が定めた期間内に、提案を改善できる（第41条の7第5項の1）。

⑦落札者の決定（第41条の7第2項5－1）

- ・落札者が所轄機関と契約締結の手続きに入る（第41条の7第8項）。
- ・入札に申込まなければ、落札者にはなれない（第41条の7第5項）。入札に繰り返し参加する場合、参加費用及び地質学的情報の取得にかかる費用は不要。

【(5) 地下資源の利用事業の実施契約】

地下資源の利用事業の実施契約については、探査契約は最長6年、採掘契約は最長25年、ただし、大規模かつ特有の鉱物資源の場合は、最大45年と定められている。また、契約の延長期限は2回延長でき、延長される期間は1回につき2年とされている。なお、契約における鉱床の地理的境界について、その後の探査事業により、境界を越えていることが判明した場合には、所管機関は、入札なしで、契約条件を変更する旨の規定がある。

契約手続きについては、まず落札者の公示後、7か月以内に所管機関に契約の草案を提出することになる。その後、落札者は、所管機関との契約内容の合意を図る。合意した場合、1か月以内に、法的、生態環境、経済・課税、保健衛生、地下資源、開発、採掘の7つの各調査が行われ、同時に所管機関による作業プログラムの承認手続きが行われる。なお、落札者が18か月以内に契約を締結しない場合、落札者の決定は取り消される。

また、所管機関への誤った情報の意図的な提出による悪影響、当局者と入札者間との落札への便宜やそのためのやり取り等の裁判上の証拠がある場合、裁判により契約締結のための合意が解除された場合には、契約は無効となる（第45条）。

そして、戦略的に重要な地下資源の賦存地域²における地下資源利用者の行動により、同国の経済的権益が極めて大きく変動する場合、所管機関はその経済的権益を回復するため、契約条件を変更できる（第45条の2）とともに、契約の履行を一方的に拒絶することができる（第45条の3）。

また、所管機関は、以下の場合には、契約を一方的

² 2009年8月、カザフスタン政府は、戦略的に重要な鉱床リストとして石油、ウラン、鉱物資源鉱床を合計213件発表している（政令No1213）。

に解除できるとされている。具体的には、作業計画の遵守を徹底しない場合、地下利用事業や請負業者による探査等の停止要因を取り除けなかった場合、契約義務や作業プログラムの内容に違反した場合、地下資源利用権及びそれに係る法人の株式譲渡にかかる国の優先権の規定に従わない場合、契約変更の際に2か月以内の協議への合意、4か月以内の契約変更の合意に至らなかった場合等である（第45条の2）。

探査契約は最長6年、採掘契約は最長25年まで、ただし、大規模かつ特有の鉱物資源の場合は、最大45年まで認められている。また、契約の延長期限は2回延長でき、延長される期間は1回につき2年とされている。なお、契約における鉱床の地理的境界について、その後の探査事業により、境界を越えていることが判明した場合には、所管機関は、入札なしで、契約条件を変更する旨の規定がある。

【(6) 地下資源及び環境の保護、地下資源の研究及び利用、(7) 住民及び人員の安全】

地下資源の効率的かつ平等な利用及び保護のため、生態環境法における環境保護規定の適用のほか、探鉱、掘削、生産等の利用段階において遵守すべき事項として、事前の地質学的研究、地下資源の合理的な開発（鉱物が豊富な部分のみではなく、鉱物の採掘を完全に行うこと）、地下水への保護などについて規定されている。また、清算基金に関する規定、地下資源の保護違反における賠償義務等に関する規定が盛り込まれている（第47－52条）。

また、国や国家機関は、地下資源の研究及び利用において、地質学的研究及び利用、鉱区の開放等のほか、掘削された鉱物資源、未掘削の鉱物資源、掘削の際に失われた資源量に関して信頼に足り得る説明ができるかどうか、管理することとなっている（第51条の1）。

また、地下資源利用者の遵守すべき、作業の安全、人員の安全、危険等への予防等の措置として、技能者の適切な配置、人員体制の整備、有毒ガス等の点検・管理などについて規定されている。なお、作業員の生命及び健康に影響を与える事態が発生した場合、作業の即時中止、安全の確保、安全を脅かす状況が除去されない限り再開できない等も規定されている（第54条）。

【⑧政府地下資源基金（地下資源情報の蓄積）】

地下資源基金（地下資源情報の蓄積）については、地下資源利用者が、地下資源に関する資源情報について探査時には鉱物資源委員会による事前査定を受けること（査定が終わるまでは採掘を開始できない）、生産時には地質学的報告を政府に行うことのほか、土地台帳や技術的な鉱物形成の説明などの義務について規定されている（第55－61条）。

こうした地下資源に関する情報は、カザフスタン鉱物資源委員会により鉱物資源残高報告としてまとめら

れており、各種商業的資源量、資源の質、精査の度合、鉱物の賦存する位置情報、開発度合、損失度合、産業への供給に関する情報などが含まれている（第58条）。

また、鉱物鉱床・露頭台帳には、各鉱床について、主な鉱物、副産物の種類及びその鉱物量、質のデータ、地質学的・経済的に採取可能となる採掘条件、水理地質条件を始め、地表の露頭情報などのデータも併せて記載されている（第59条）。

【⑨法的枠組み（地下資源利用者の義務・責任）】

地下資源利用者の権利として、契約の下で得た鉱物資源を利用できる（第62条）などの規定のほか、地下資源利用者の義務や責任の規定がある（後者は2004年及び2007年に追加。）。

具体的には、地下資源の利用者の責務として、最大限効果的な手法と技術を選択し、生命の安全、人々の健康、及び環境を守ること、対象領域は契約上の目的でのみ利用すること、探査・掘削作業は、別の定めがない限り契約の登記日から開始すること、プロジェクト計画を遵守すること、などの事項のほか、いわゆるカザフスタン・コンテンツ（KC）と呼ばれるカザフスタン製品、労働、サービスの優先採用規定が存在する。

地下資源利用事業におけるKC規定の内容は、以下のとおりである（第63条）。

- ・カザフスタンの技術規制法の要件を満たしている場合には、カザフスタンで製造された部品、原料、既存製品を使用すること。
- ・空路、鉄道、水上輸送手段等の労働及びサービスとして、品質及び価格の要件を満たす場合には、カザフスタン企業を利用すること。
- ・カザフスタン国民を優先採用すること。その際、契約条件に従い研修費用を負担すること。
- ・年1回、年間作業プログラムの策定から30日以内に次年度の製品、労働、サービス調達の年次計画を権限機関に対して提出すること。
- ・年4回、会計期間後15日以内に、権限機関に、調達した製品、労働、サービスに関する報告書を提出すること。

また、こうした製品、労働、サービスの調達に関する手続きについても規定されており、①公開入札又は非公開入札、②一つの供給元からの購入、③相見積りによる購入、④電子商取引システム、⑤商品取引所から調達するよう定められている。入札は、カザフスタン国内で行わなければならない、その場合、最低週3回以上カザフスタンで発行されている定期刊行物並びに権限機関のウェブサイト上にカザフ語及びロシア語で広告しなければならない（第63条の1）。

なお、上記入札手続きに係る規定は、地下資源の利用者の株式の50%以上が直接又は間接的に国営の持株会社の所有である場合には、適応されないとされている。

また、下請け業者及び孫受け業者は、カザフスタン生産者から製品、労働、サービスを購入しなければならない

らない。これらの入札については、外国組織のみで入札を行ってはならない。なお、カザフスタン生産者を落札者と決定する場合、入札参加者の申出価格より20%減額することができる。

調査契約の下、商業化可能な埋蔵量の鉱物鉱床を発見した地下資源利用者は、採掘を行う権利を取得する直接交渉の排他的権利を有するとされている（第64条1）。

調査の結果、発見された埋蔵量が商業化可能な埋蔵量と所管機関が認めた場合には、地下資源利用者は、契約条件に基づき、費用の全額又は一部の補償を受ける権利を有する。なお、商業化不可能とされた場合には、いかなる補償も受けられない。

カザフスタン共和国は、国際価格を上回らない価格で地下資源利用者の鉱物を購入する優先権を有する（第67条）。

地下資源の地質構造、埋蔵量、開発状況等あらゆる地質学的情報等の所有権は、費用を負担した者にあるが、それらはすべて無償で権限機関に譲渡され、保管される（第69条）。

所管機関は、地下資源利用者が作業計画などの契約条件を遵守するよう徹底する。地下資源利用者が契約条件に違反した場合、権限機関は書面にて当該違反を排除する必要があるとの通知を行うことができる。一定の期間内に、通知内容の要求条件が満たされなかった場合には、所管機関は、一方的に契約を解除することができる（第70条）。

地下資源の利用者の権利は、法に従って保護される。法改正や追加により、地下資源利用者の状況が悪化した場合には、当該改正及び追加は、それ以前に締結された契約に適用されない。なお、この保証は、防衛、国家安全保障、並びに環境安全性・保健の分野での法改正についてはこの限りではない（第71条）。

地下資源利用権を売却、又は、地下資源利用権を有する法人及びその関連法人（地下利用権を有する法人の意思決定に直接的・間接的に影響を及ぼす法人）の株式を売却する場合には、他の法人と比較して、地下資源を利用する国営の持株会社又は国営企業がその取得の優先権を有する。ただし、当該法人の活動が、カザフスタン共和国内の地下資源の利用に関する場合であって、取得条件は、他者の申出条件よりも悪いものであってはならない（同じであれば優先権が生じる。）（第71条）。

契約の履行及び解除に関する紛争が、当事者間の協議や、以前に合意済みの紛争解決手続きにより解決されない場合には、裁判所に解決を依頼するか、投資に関する法律に基づき、国際仲裁機関に解決を依頼することができる（第71条の2）。

(b) 新法及び旧法からの改正点

地下資源とその利用に関する新法（新法）では、旧法及び石油に関する法律（1995年6月28日付）等各種規定が組み合わされてできたものとされている。

新法は15章、128条から構成され、旧法の10章、76条と比較して条文数も大幅に拡大しているが、石油関係の3章分（34条分）の追加と、地下資源利用権の付与の規定などの詳細化が主な理由であり、鉱物資源に係る主な構成は変わっていない。

【新法の章構成】

- (1) 一般規定
- (2) 地下資源利用における政府の裁量
- (3) 地下資源利用権
- (4) 入札による探査及び採掘目的での地下資源利用権の付与
- (5) 直接交渉による探査及び採掘目的での地下資源利用権の付与
- (6) 地下資源の利用契約
- (7) 地下資源の利用者の権利
- (8) 石油事業の実施
- (9) 海中及び陸水中における油層での石油事業の実施
- (10) 幹線パイプラインでの輸送
- (11) 地下資源及び環境の保護、地下資源の合理的かつ公平な利用、並びに住民及び人員の安全
- (12) 地下資源の研究、利用及び保護に関する国家管理
- (13) 政府地下資源基金
- (14) 地下資源の利用及び保護に関する規定に違反した場合の責任並びに紛争の解決
- (15) 暫定規定及び最終規定

まず、(1) 一般規定については、用語の定義については詳細な規定が盛り込まれ、目的や原則は簡素化、明確化されているものの、骨格は変わっていない。

まず、国際協定は法の規範に優先すると規定されている（新法第2条）。

法の目的は、地下資源の利用と国益の保護の関係を規定すること、法の目標は、経済成長の維持、適法性の維持、様々な段階における利益の統合、鉱物理蔵量の再生産の維持、及び投資に好ましい環境作りとされている。

原則は、簡素化され、①地下資源の合理的、複合的及び安全な利用、②地下資源及び環境の保護の継続、③事業実施の公示、④地下資源の有償利用、の4点となっている（新法第5条）。

【変更点1】国の優先権に関する変更点

新法には、地下資源の利用におけるカザフスタン共和国の優先権という条文が導入された（新法第12条）。これにより、国の優先権としては、①鉱物資源の取得（旧法第67条と同様）、②地下資源利用権の有償・無償での譲渡、及び、③地下資源利用権を有する企業、地下利用権を有する企業の意思決定に直接的・間接的に影響を及ぼす企業、又は地下資源利用事業に関連する企業の株式の有償・無償での譲渡（旧法第71条より拡大）の際に適用される規定となった。

これは、国の優先権が、従来の売買契約だけでなく、地下資源利用権や株式が有償・無償譲渡された場合であっても、国家機関又は国営企業が、他の取得希望者から提示されたものよりも同額以上で優先権を行使できる。なお、無償譲渡の場合には、市場価格により優先権は行使されるとの規定がある。

そのための手続きについては、地下資源利用権の所管機関へ申請され、5日以内に省庁間委員会が30営業日以内に検討を行い、所管機関に対して購入又は購入辞退の提案を行い、提案に基づき決定された国営企業は6か月以内に当該取引購入を終了するなどの規定が定められている（新法第13条）。

【変更点2】地下資源利用権に関する変更点

まず、地下資源利用権については、探査及び採掘の両方を行う地下資源利用権が存在しない形になっている（新法第26条）。

次に、国営企業が強制的に参加する契約では、事業者の資本金のうち、国営企業の出資の割合は50%以上でなくてはならないとされている（新法第27条）。

また、旧法では、契約後の法改正の適用について、地下資源利用者の状況が悪化する場合には、契約時の法律、税制などが契約終了まで適用される保証が与えられていた（旧法第71条）が、新法においては、地下資源利用者の商業活動を直接悪化させた場合のみ、法改正が適用されないと変更された。つまり、税率等の変化は、商業活動を直接悪化させたことにはならず、新法における契約においては、税制改正は既存契約の条件変更に影響することになる。

地下資源利用の権利の譲渡時に所管機関の許可が必要な場合については、旧法の規定（第14条）に加え、地下資源の利用権及び地下資源利用者の株式の差し押さえを行う場合、法人への新規参加者に伴う増資の結果、地下資源利用者の株式に対する権利が発生した場合、地下資源利用者である法人の株式又は同法人の株式を所有する法人の株式公開を行う場合等が追加されている（新法第34・36条）。

同時に、所管機関の許可が必要でない場合としては、

- ・証券市場における地下資源利用者の株式の取引又は派生商品を譲渡する取引
- ・100%子会社に対して地下資源利用権又は地下資源利用法人の株式を全部又は一部譲渡する場合
- ・100%関連会社（株式の100%を直接又は間接に1社が保有されている会社）の間で、地下資源利用権又は地下資源利用法人の株式を全部又は一部譲渡する場合

を掲げている。

また、地下資源の利用権の譲渡には旧法同様2年間の猶予期間が必要であるが、例外として、地下資源の利用権が担保として差し押さえられた場合に加え、地

下資源利用者の再編成が行われる場合、地下資源利用権を国営企業又はその子会社に譲渡する場合については、適用にならないとされている。

【変更点3】入札手続きに係る変更点

期日については、何点か変更がなされている。

- ・入札条件の公示日から入札結果をまとめる期間は、旧法の3か月から4か月に変更（新法第45条）。
- ・入札結果をまとめるための期間は、旧法の2か月から15日に変更。ただし、専門委員会の決定があれば1か月まで延長可能（新法第50条）。
- ・申請者に対して地質学的情報を提供するまでの期間を申請から1か月以内と規定（第47条）。

また、落札者を選択する基準を旧法の9点から、以下の2点に大幅に簡素化している（新法第50条）。

- ・権利取得ボーナスの規模
- ・地域社会・経済の発展とインフラ発展のための地方予算からの控除額（支払額）の規模

入札が無効となる条件については、旧法第45条のほかに、契約の締結日前に、落札者となった法人の資本参加者又は株式構成に変化があった場合が加えられている（新法第53条）。

【変更点4】直接交渉による地下資源利用権の付与に係る変更点

従来の入札手続きに加え、探鉱段階から採掘段階に移行する際の地下資源利用権の付与について、5章として追加されている。

大きな変更点は、旧法では、調査契約の下、商業化可能な埋蔵量の鉱物鉱床を発見した地下資源利用者は、採掘を行う権利を取得する直接交渉の排他的権利を有する（第64条1）とされていたが、新法では与えられるのが直接交渉の優先権に変更されている（新法第58条）。

優先権が与えられた場合、所管機関は、2か月以内に①サイン・ボーナスの金額、②製品、労働、サービスの調達におけるカザフスタン優遇の度合い、雇用規模、③地域社会インフラ整備のために地元政府に支払う金額、について採掘契約条件を通知する。

申請者が上記条件に合意し、当事者同士が直接交渉協定に署名した日から24か月以内に申請者が合意しなかった場合は、直接交渉による地下資源利用権の付与手続きは終了し、通常の入札手続きに移行する。

なお、所管機関が採掘契約の締結を拒否した場合は、探査等の費用の払い戻しを請求できる。

【変更点5】地下資源の利用契約に係る変更点

地下資源利用契約の形態については、探査及び採掘の両方を行う契約、並びに生産分与契約は削除されている³。また、採掘契約については、採掘及び第一次加工契約と変更されている（新法第59条）。

³ カザフスタン法律事務所 GRATA からのコメントによれば、新法61条に「探鉱・採掘権」は設定されているものの、政府の指示があった場合、戦略地域又は複雑な地層にある鉱床の場合に設定が限定されるとのことである。

契約条件に、契約の準拠法をカザフスタンの法律とすることを明文化している。また、契約上の義務違反時の罰金を契約上記載することが望ましいとされている（新法第59条）。これにより、契約者は、民事及び行政上の責任を問われる可能性がある。

落札者は、探鉱調査や採掘に関する契約の締結前に設計文書を作成し、鉱床に関する見積もり作業を行い、作業プログラムについて、契約締結前に承認を受けなければならないことが明確化されている（新法第62・64条）。

採掘に関する計画文書の調整に係る調査義務については、7つから法律、環境、経済の3つに減少している。一方、専門家による調査期間は、1か月から2か月に増加している。

プロジェクトに関する文書の作成期間は、探鉱調査の場合は6か月、採掘プロジェクトの場合は、直接交渉協定日又は落札結果発表日から起算して18か月とされている（新法第63・65条）。

サイン・ボーナスの支払条件について、入札結果が公示されてから1か月以内に落札者は50%のサイン・ボーナスを支払い、契約登記後1か月以内に残りの50%を支払うよう変更されている。なお、落札者の過失により契約を一定期間内に締結しなかった場合には、サイン・ボーナスは返還されない。

また、契約締結までの期間は、探鉱契約の場合には18か月、採掘契約の場合は直接交渉協定日又は落札結果発表日から起算して24か月までと限定されている。なお、落札者は、確たる理由を添えてこの期間を延長できる（新法第66条）。

契約の有効期間については、探鉱の調査期間は6年間で、延長は、商業埋蔵量が発見された場合に限り、その査定分に必要分だけの延長と変更されている（新法第67条）。また、採掘契約については、固定期間が定められていない。

戦略的に重要な地下資源の賦存地域における契約条件の変更については、同様であるものの、旧法では、地下資源利用者の行動により「経済的権益が極めて大きく変動する場合」とされていたが、新法では、地下資源利用者の行動により「経済的権益が変動する場合」と契約変更や解除理由となりうる場合が拡大している（新法第69条）。

一方的な契約解除を行うことができる理由については、

- ・ 契約、作業プログラム、プロジェクトに関する文書に定める義務について3通以上の違反を一定期間内に解消しない場合
- ・ 地下資源利用権及びそれに係る法人の株式譲渡にかかる国の優先権の規定に従わない場合
- ・ 契約修正の合意又は修正した契約締結までの期間が満了した場合（契約修正ができなかった場合）となっている。

地下資源の利用者の権利として、司法手続きにより

契約を期間前に解除する権利、又は契約に定めた理由のある場合は、契約の履行を一方的に拒絶できる権利を規定している。

なお、所管機関の権利として、契約解除となった事由であるデータが無効である場合、契約義務違反が地下資源利用者の意思によらなかった場合、別途、解除契約を再開する手続きを設けている場合には、解除となった契約を元に戻すことができるとの規定が設けられている（新法第71条）。

契約が無効となる理由については、以下のとおりである。

- ・ 地下資源の利用権を付与する入札が無効である場合
- ・ 契約に法で義務付けている条件が記載されていなかった場合
- ・ 契約締結の際に、誤っていることが明らかな情報が所管機関に提出されていた場合
- ・ その他の理由が法律で定められている場合

なお、契約が無効となった場合であっても、鉱区を国に返還する義務及び地下資源利用事業の結果を清算する義務を免れない。

【変更点6】地下資源の利用者の権利に係る変更点

新法では、旧法の義務に加え、先端技術や加工技術を有する企業を育成・利用する義務、インフラ整備を建設及び利用する義務を新たに加えている。

【変更点7】地下資源の利用及び保護に関する規定に違反した場合の責任並びに紛争の解決に係る変更点

最大の変更点は、旧法では、契約の履行及び解除に関する紛争が、当事者間の協議や、以前に合意済みの紛争解決手続きにより解決されない場合には、裁判所に解決を依頼するか、投資に関する法律に基づき、国際仲裁機関に解決を依頼することができる（第71条の2）とされていたが、国際仲裁機関への解決の依頼が削除されたことである。

カザフスタンにおける国の関与の増大、ライセンス契約の見直しによる紛争が増加する中、外国投資家、金融機関としては、新法に基づく紛争解決方法の脆弱性が大きな問題となる可能性がある。

（c）新しい地下資源利用法のポイント

以上から、新しい地下資源利用法のポイントを整理すると以下のとおりである。

新法の特徴は、資源開発に係るカザフスタン政府の関与を強め、カザフスタン共和国の国益の保護を極めて重視するという近年の同国の資源政策の傾向を明文化し、従来は別々の法律であった、石油・天然ガスと鉱物資源（ウランを含む）とを包括的に束ね、エネルギー・鉱物資源開発を網羅する法律体系を構築したことである。

具体的には、以下のような内容がポイントとなる。

- ①地下資源利用権について、探鉱権と採掘権とに分割

され、探鉱・採掘を連続して行う権利はなくなった。また、契約形態については、生産分与契約（PSA）は規定が削除され、また、採掘契約は「採掘及び一次加工契約」に変更された。その結果、探鉱契約終了後、原則として改めて採掘に係る入札を行うため、探鉱・開発事業を連続して行う可能性が低くなった。

- ②落札者を選択する基準は簡素化され、権利取得ボーナスの規模及び地方予算への支払額の2つとなった。ボーナスは落札者決定後50%を支払い、契約締結後50%を支払う。ただし、落札者の過失により契約できなかった場合には、支払ったボーナスは返却されない。
- ③国営鉱山会社が50%以上権益を有する場合は、上記入札を行う必要がなく、地質・地下資源利用委員会への認可の下、探鉱契約後に採掘契約を連続して締結することができる。ただし、入札を行ったかどうかにかかわらず、探鉱契約時・採掘契約時の2度ボーナスの支払いが必要となる。
- ④生産された資源の売買だけでなく、生産企業の権益や株式の譲渡（無償譲渡を含む）についても国に優先権が生じることとなった。
- ⑤契約期間中に地下資源利用者にとって不利となる法律や税制の改正があった場合、既存の契約時点での法制度が保証されとの規定が変更され、制度改正が商業活動を直接悪化させない場合には、契約変更を強いられる可能性がでてきた。
- ⑥所管機関が一方的な契約解除や契約無効となる事由が明確化された。具体的には、一定期間内に契約義務違反等を3通以上解消しなかった場合、国の優先権規定に従わなかった場合、契約修正等が期間内に終わらなかった場合には契約解除され、入札が無効であった場合、法律上の義務付けが契約に含まなかった場合、明らかに誤った情報を記載した場合等は契約は無効とされる。
- ⑦契約の履行や解除に関する紛争が当事者間の協議等で解決されない場合は、裁判所に解決を依頼することとなり、従来可能であった国際仲裁機関に解決を依頼することができなくなった。なお、二国間投資協定等の国際協定で別途国際仲裁機関への解決を依頼できるようになっている場合には、この限りではない（日本・カザフスタン間の投資協定は、現在協議中である。）。
- ⑧地下資源利用者だけでなくその請負先は、カザフスタン製の部品・製品、並びにカザフスタンの労働・サービスが国外のものと比較して同等以上の場合には、活用する義務は従来どおりであるが、加えて新たに、先端技術・加工技術を有する企業を育成・活用する義務及び必要なインフラを整備する義務が追

加された。

（2）外国投資に関する諸制度

現行のカザフスタンにおける投資制度は、投資法（2003年1月8日付）に基づいている。同法は、従来、外国投資への優遇策の基となっていた外国投資法（1994年12月27日付）及び直接投資支援法（1997年2月28日付）に置き換わるものである。

投資法では、外国投資家と国内投資家とを区別なく平等としているが、その結果、従来の外国投資保護の措置（契約時の条件保証⁴等）が取りやめ、又は変更されている。

現在の投資に関する主な規定としては、契約条件の保持（一部例外あり）、投資特恵の付与、国の投資政策の透明性、国有化や接収の場合の損失補償などが挙げられる。

外資がカザフスタン国内に設立できる法人としては、支店や駐在員事務所のほか、外資が出資・設立する法人、カザフスタン側のパートナーと共同出資する合弁会社としての法人がある。これらはそれぞれ登記には、3－4週間程度必要とされている。

法人の形態としては、一般的な有限会社、株式会社のほか、合名会社、合資会社、付加責任会社（Additional Liability Partnership）がある。

①契約条件の保持

同法においては、カザフスタン共和国は、投資家とカザフスタン国家機関との間の契約について、当事者間の合意による変更を除き、契約事項の保持を保証するとしている（第4条第3項）。しかし、但し書きの中で、法改正及び同国が参加する国際合意の発行や改正に伴う状況の変化等の場合は契約の保証から除かれてしまっている。

加えて、同法第23条には、同法施行前の投資契約に伴う特権は、契約期間満了まで有効との優遇規定があるが、この投資特恵は政府が認定した優先活動のみに限られており、地下資源利用活動はこれに含まれていない。

こうしたことから、現在のカザフスタンでは、地下資源利用に関する契約の場合、税制改正などを含む諸制度の改正が、既存契約にも波及するということになる。

②投資特恵の付与

投資法第15条では、別途定められた「優先活動」に対する投資であって、カザフスタン共和国の法人が所有する固定資産への投資のうち、新技術を使った新しい製造工場の設立、生産能力の拡大等に対する投資については、投資委員会への申請により投資特権が与え

⁴ 従来の契約時の条件保証（いわゆる「グラント・ファーザー条項（外国投資法第6条第1項）」）

従来の外国投資法においては、法律改正及び国際合意の発行や改正により外資の立場が不利になる場合、投資開始時点の法律が10年間保証される、国家機関との長期（10年超）の契約に基づく投資の場合には、契約に記載のない限り、契約有効期間中は投資開始時点の法律が適用されることとなっていた。

られるとしている。

この冶金を含む加工産業は、「優先活動」として位置づけられていることから、特惠措置が講じられる可能性がある。

この場合の優遇措置としては、関税の免除（第17条）又は投資支援（第18条）がある。関税の免除は、投資委員会から関税管理委員会への通知書により、投資契約の登録後、通常1年、最長5年までの機材や付属品を輸入する場合に適用される。

また、投資支援とは、同国法人の固定資産の30%（市場価格）を限度として、土地、建造物、電子装置、コンピュータ技術、測定・制御装置、車両等が提供されるものである。なお、2005年から2007年に締結された契約のうち、投資支援は318件、総支援額は7,010億KZTであった。

③投資関連の税制の優遇（税制全般については別途）

現在のカザフスタンの税法（2009年1月1日施行）では、投資関係の税制優遇は、上記優先活動への投資実施に利用するための建造物、機材の費用について、当該年又は3年以内に課税所得の控除対象とすることができるといふものだけである。

なお、2009年1月1日までは、例えば、投資案件に限定された新規法人の場合、法人税全額免除、地税、資産税の免除などの措置が講じられていたが、現在の税法への改正に伴い、廃止されている。ただし、2009年1月1日までに締結された投資契約については、契約期間中は旧税制が適用される。

④仲裁

現在の投資法は、1994年の外国投資法と比較して、投資争議の定義を狭めており、投資活動に関して、投資家と国家機関との契約における契約義務を根拠とする争議のみを対象としている。

また、外国投資法では、国の同意なくとも国際仲裁への移行が認められていた（第27条）。一方、現在の投資法では、投資争議は国際協定及び国内法に従って解決を目指すべきとされている。

⑤二国間投資協定

カザフスタンは、投資の促進と相互保護に関する二国間協定を、中国、ドイツ、インド、フランス、韓国、ロシア、英国、米国など42か国と締結している。協定の相手国には、最恵国待遇、収入の自由な利用、差別待遇、及び国有化や接収からの保護などのほか、投資争議に当たり仲裁合意なくとも国際仲裁に移行できる

権利など、多くの保証が与えられている。

上記のとおり、新しい地下資源利用法では、国際仲裁手続きへの移行規定が削除されており、外国投資家、銀行等の懸念材料となっている。

日本企業による投融資に関してこうした影響を除去するためには、日本・カザフスタン国間で二国間協定を結ぶことが極めて重要である（日本・カザフスタン間の投資協定は、現在協議中である。）。

（3）地下資源利用に係る税制

カザフスタンにおける税金の種類は、法人所得税、個人所得税、付加価値税（VAT）、物品税、地下資源利用税、社会税、地税、資産税、車両税、ビジネス登録税等となっている。

2009年1月1日に新税制が施行されたが、それまでは、地下資源利用者のための税制は、①地下資源利用に係る契約、②生産分与契約に分けられていたが、新法により後者は削除されている。

2009年の新税制の適用による税率の変更は以下のとおりである。

- ・法人税は以前の30%から2009年は20%、2010年17.5%、2011年から15%へと段階的に低減。
- ・VATは、13%から12%へ低減。
- ・ロイヤルティ（2～6%）に代わる鉱物採掘税（MET：Mineral Extraction Tax：7～20%）の導入。
- ・超過利潤税における無税基準を20%から25%に引き上げ（地下資源利用者の累積控除額が年間総所得の125%を超えた場合、支払い義務が発生。税控除額の25%超に対しては、純利益に対して変動税率0～60%が課税される。）。
- ・ボーナスとしては、地下資源利用権獲得時のサイン・ボーナス及び商業量発見ボーナス（確認埋蔵量の0.1%）。
- ・輸出エネルギー資源（原油、ガス、石炭）使用税：税率7～32%。

なお、従来のロイヤルティでは、地下資源利用者に必要な輸送料及び付随経費が考慮されていたが、METでは考慮されず、国際価格の相場によりMETは計算される。その結果、ロイヤルティの税率は2～6%であったが、METでは7～20%となっている。

また、METについては、2008年7月以降の世界的な金融危機、資源価格の低下に対応して、新税制の税率は、別表のとおり、2年間軽減されている。なお、別表に掲載されていない、レアアース（希土類金属）のMETは、カザフスタン政府によって制定されるとされている。

< MET税率 >

			MET税率 (%)		
			2009年	2010年	2011年以降
1	鉄、非鉄、放射性金属の鉱石	クロム酸鉱石（精鉱）	16.2	16.8	17.0
		マンガン、鉄マンガン鉱石（精鉱）	2.5	2.8	3.0
		鉄鉱（精鉱、ペレット）	2.8	3.2	3.5
		ウラン（生産的な溶解、採掘方法）	22.0	23.0	24.0
2	金属	銅	5.7	7.0	8.0
		亜鉛	7.0	8.0	9.0
		鉛	8.0	8.25	8.5
		金、銀、プラチナ、パラジウム	5.0	5.5	6.0
		アルミニウム	0.25	0.28	0.3
		錫、ニッケル	6.0	6.0	6.0
3	金属を含む鉱物原料	バナジウム	4.0	4.0	4.0
		クロム、チタン、マグネシウム、コバルト、タングステン、ビスマス、アンチモン、水銀、ヒ素、その他	6.0	6.0	6.0
4	希少金属を含む鉱物原料	ニオブ、タンタル、セリウム、ジルコニウム	7.7	7.7	7.7
		ガリウム	1.0	1.0	1.0
5	分散された金属を含む鉱物原料	セレンウム、テルリウム、モリブデン	7.0	7.0	7.0
		スカンジウム、ゲルマニウム、ルビジウム、セシウム、カドミウム、インジウム、タリウム、ハフニウム、レニウム、オスミウム	6.0	6.0	6.0
6	放射性金属を含む鉱物原料	ラジウム、トリウム	5.0	5.0	5.0
7	非金属を含む鉱物原料	石炭石、褐炭、可燃性の粘板岩	0	0	0
		燐灰岩	4.0	4.0	4.0
		ホウ素硬石膏	3.5	3.5	3.5
		重晶石	4.5	4.5	4.5
		タルク	2.0	2.0	2.0
		ホタル石	3.0	3.0	3.0
		珪灰石	3.5	3.5	3.5
		シュンガイト	2.0	2.0	2.0
		黒鉛、その他	3.5	3.5	3.5
	装飾用石材材料				
8	宝石を含む鉱物原料	ダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド、ザクロ、アレキサンドライト、赤（希少）スピネル、ユークレース、トパーズ、アクアマリン、その他	12.0	12.0	12.0
9	装飾石を含む鉱物原料	軟玉、青金石、ロードナイト、キャロイト、孔雀石、アベンチュリン、メノウ、碧玉、ピンク石英、翠銅鉱、玉髄、その他	3.5	3.5	3.5
10	工業用石を含む鉱物原料	ダイヤモンド、鋼玉、メノウ、碧玉、蛇紋岩、ジルコン、アスベスト、雲母、その他	2.0	2.0	2.0

4. おわりに

カザフスタンの資源ナショナリズムの流れは、既存の鉱業ライセンスの見直しに始まり、2009年からの鉱物資源採掘税（Mineral Extraction Tax）の創設、今回の新しい地下資源利用法の施行で大きな節目を迎えたと言える。

今般施行された新地下資源利用法により、新たな地下資源利用契約においては、税制改正や法改正による影響が遡及することとなっており、中長期の探鉱・開発計画が必要不可欠な資源開発にとっては、従来以上に不確実性のリスクが増大していると言わざるを得ない。

さらには、新法では、紛争解決のための国際調停のスキームが削除されており、金融機関を始め外国資本の投資意欲が減退するおそれがあるとの懸念が示されている。

また、新たな税制では、世界的な金融危機により、2011年まで一時的な軽減措置が取られており、2015年

までは税率が決まっていると言われているが、それ以降には何の保証もない。

一方、カザフスタン政府は、国営鉱物資源法人 Tau - Ken Samruk を設立し、外資と同社との JV を推進することにより、積極的に技術やノウハウの移転と集約を図ろうとしている。ナザルバエフ大統領も、鉱物資源分野を今後4年間で現在の2.5倍の産業規模に拡大するよう指示するなど、Tau - Ken Samruk を中心とした鉱山産業育成に積極的である。

今後、カザフスタンにおいて、制度的には外資の投資メリットが縮小される中、膨大な鉱物資源ポテンシャルと事業リスクのバランスがどのように変化するのか、Tau - Ken Samruk や地質・地下資源利用委員会との Win - Win の関係をどのように図っていけばいいのか、その際の日本政府や JOGMEC の役割にも留意しつつ、引き続き同国における鉱物資源の状況に注視してまいりたい。

(2010.7.15)